

水際対策強化に係る新たな措置

令和2年3月19日
在ドミニカ共和国日本国大使館

3月19日、日本政府は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う水際対策の抜本的強化に向けた政府の取り組みを決定しました。

1 下記の国に所在する日本国大使館又は総領事館で3月20日までに発給された一次・数次査証（外交・公用を含む）の効力を停止。

シェンゲン協定加盟国^(注)又はアイルランド、アンドラ、イラン、英国、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ若しくはルーマニア

2 下記の国に対する査証免除措置を順次停止。

シェンゲン協定加盟国^(注)又はアイルランド、アンドラ、イラン、英国、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ若しくはルーマニア

3 上記1及び2の措置は、3月21日午前0時（日本時間）以降に出発し、本邦に帰航する飛行機又は船舶を対象とし、4月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

（注）アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ